



インドネシア

生物多様性条約	1992/6/5 署名 1994/8/23 批准 1994/11/21 締約国
名古屋議定書	2011/5/11 署名 2013/9/24 批准 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/10 加入 2006/6/8 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2020 年 3 月 7 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Mr. Wiratno, Director General, Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry
Mangala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia
Tel: +62 21 5734 818
E-Mail: nfpcbd@menlhk.go.id, subditkonvensi.kkh@gmail.com, agnugroho@gmail.com, sr.ratna@gmail.com
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
Mr. Wiratno, Director General, Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry
Mangala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia
Tel: +62 21 5734 818
E-Mail: nfpcbd@menlhk.go.id, subditkonvensi.kkh@gmail.com, moh.haryono64@gmail.com, etybudi@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=IDN> 参照)
Mr. Ir. Mastur, Director of ICABIOGRAD, Centre for Biotechnology and Genetic Resources - Ministry of Agriculture (BB Biogen)
JL. Tentara Pelajar no. 3A - Cimanggu Agricultural Research Campus, Bogor 16111, West Java, Indonesia
Tel: +62 833820
Fax: +62 2518338820
E-Mail: bb_biogen@litbang.pertanian.go.id

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2020 年 3 月 7 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
 - ・ 環境林業省生物多様性保全課 課長 Ms. Ninin ...野生種と近縁野生種
同課 国際条約実施班 Ms. Lulus、Ms. Ratih
 - ・ 農業省生物遺伝資源研究センター (BB-Biogen) ...作物
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
掲載なし

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=IDN> 参照)
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 野生種遺伝資源へのアクセス及びその利用による利益の配分に関する 2018 年環境林業大臣規則第 P.2・MENLHK/SETJEN/KUM.1/1/2018 号 (2018 年 1 月)¹⁰ :
対象は野生種と近縁野生種 (wild relatives) のみ。
- ・ 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号 (2011 年 7 月)¹¹ :
対象は作物で、研究目的の利用を含む。農業省品種保護・農業許可センター (PPVTPP) がこの手続きを担当。
- ・ 園芸種子の輸出入に関する 2017 年農業大臣規則第 5 号 (2017 年 5 月)¹² :
対象は園芸種子で利用目的がコンテスト、展示、プロモーションのもの。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 本事業において、相手国の遺伝資源 (ナス、カリフラワー、サイシン) をボゴール農大と協力して増殖し、BB-Biogen に移管した。BB-Biogen に移管した種子については、来年度日本のジーンバンクに SMTA で導入する予定。なお、導入に関しては、種子の輸出のための PPVTPP による別途の手続き¹³及び輸出検疫が必要とのこと。
- ・ 2018 年環境林業大臣規則において遺伝資源へのアクセスの定義は、環境省の日本語暫定訳によると、野生種遺伝資源の取得の機会 (以下、「野生種遺伝資源へのアクセス」と呼ぶ) とは、学術研究、技術開発、生物資源探査 (バイオプロスペクティング)、産業への応用又は商業利用のために、提供国としてのインドネシア共和国内の生息域内又は生息域外 (インドネシア国外も含む) の遺伝資源を取得及び/又は運搬及び/又は利用する活動をいう。
- ・ 2018 年環境林業大臣規則では、遺伝資源の定義のなかに、素材、情報、化学情報も含まれており、CBD 等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要 (第 1 条 1)。
- ・ 2018 年環境林業大臣規則施行前に発行された外国植物動物運搬証 (SATS-LN) は、その運搬証の有効期限までは有効。

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：インドネシア農業省
- ② 合意年月日：2015 年 6 月 30 日
- ③ 目的：PGRFA の相互利用を通じた、両国における商業化に向けた新品種の開発。

¹⁰ http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Indonesia_ABS_MinReg_2018.pdf

¹¹ <http://pvtpp.setjen.pertanian.go.id/download/permentan-37-2011/>

¹² <http://perundangan.pertanian.go.id/admin/file/Permentan%20No%2015-2017-Pemasukan%20dan%20Pengeluaran%20Benih%20Hortikultura.pdf>

¹³ 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号に基づく種子の輸出入の手続き
<http://pvtpp.setjen.pertanian.go.id/cms2017/tentang-ppvtpplayanan/perizinan/pemasukan-pengeluaran-benih-tanaman/izin-pemasukan-pengeluaran-sdg-tanaman/>

④ 合意内容のポイント：

- ・ 協力活動の範囲は、生息域外コレクションの特性評価、育種及び遺伝的研究、PGRFA の保全と持続的利用に関する情報共有及び能力構築。ただし、化学品、医薬品、非食料品及び飼料への産業利用を目的としない協力活動に限定。
- ・ インドネシア側の指定機関（農業研究開発庁（IAARD）及び IAARD と協力合意を締結している大学）と日本側の指定機関（国立研究開発法人、種苗会社、企業及び大学）が、作業計画を作成した上で、協力活動を実施。
- ・ 対象 PGR は、ITPGR の附属書Iに限定。PGR の交換は、MTA により行う。
- ・ 有効期間は、2020 年 3 月 31 日まで（協議中）。